

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ジブチ国オボック港港湾開発に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ジブチ国オボック港港湾開発に係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00716

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 30 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ジブチ国オボック港港湾開発に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年11月～2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 部分払の設定
本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 東部アフリカ課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 10月 6日 まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2026 年 10 月 6 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 9 日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2026 年 10 月 16 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 10 月 29 日 10 時
7	技術評価説明の申込（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/9g6r9mRXZV>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「26a00716 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コン

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

サルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ジブチ共和国はアフリカの角に位置し、周辺に不安定な情勢を抱える国・地域を有する一方、アジア、アフリカ及び欧州を結ぶ海上交通の要衝でもある。特にジブチ沖に位置している紅海とアデン湾を結ぶバブ・エル・マンデブ海峡は、世界の海上貿易の約10%が通過するチョークポイントであり、日本関係船舶は年間約1,800隻（内閣官房「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する我が国の取組 年次報告書2025」、2026年3月）がジブチ周辺海域を通航している。

ジブチは国家開発計画Vision Djibouti 2035（以下、「Vision 2035」という。）において、あらゆるリスクから国家を守るため、保安機関強化の必要性を謳っているが、ジブチの海域では海賊被害をはじめ、密航・密漁・密輸等の違法行為や難民の海難事故等の問題が生じている。自衛隊を含む各国海軍及び多国籍部隊等による継続的な海賊対処活動が抑止力となり、同海域での海賊被害件数は2011年の237件をピークに減少しているものの、近年は再増加の兆候も見られ2024年にはソマリア関連の海賊事案が8件報告されている（2024年国際海事局年次報告書、2025年1月）。加えて、不法移民や人身取引が継続的な課題となっている。2024年10月には、ジブチ北部オボック沿岸において、移民310人を乗せた船舶2隻に関連する海難事故が発生し、少なくとも45人が死亡、111人が行方不明となった（国際移住機関、2024年10月）。同事故ではジブチ沿岸警備隊（Djibouti Coast Guard：以下、「DCG」という。）が搜索救難活動を実施しており、海上監視及び搜索救難活動の重要性は依然として高い。

このように、海賊対処のみならず、不法移民対策、海難救助、密輸・密漁対策及び海洋環境保全等への対応の観点からも、バブ・エル・マンデブ海峡を含むジブチ周辺海域の哨戒能力及び沿岸警備能力の強化は引き続き重要な課題となっている。

また、ジブチ政府は地方部と首都圏との連結性向上及び地域住民の移動・物流の円滑化を目的として、我が国の協力による「タジュラ湾海上輸送能力強化計画」を通じ、フェリー（以下、「新フェリー」という）を供与した。新フェリーは、従来船では強風の影響により運航停止を余儀なくされていたハムシン期においても運航可能な性能を有しており、ジブチ・タジュラ間の海上輸送の安定化に寄与している。一方、オボック

港については新フェリーが接岸できる港湾整備がなされておらず、オボック航路については引き続き従来型フェリーが運航されているため、ハムシン期には運航制限が生じており、オボック地域と首都圏を結ぶ海上輸送の安定的な確保が課題となっている。

これらの課題に対処するため、DCG はバブ・エル・マンデブ海峡周辺海域を重点海域として哨戒体制の強化を目指している。オボック港は同海峡に近接しており、同港における前線拠点の整備は、同海峡周辺における哨戒体制の強化に資する。しかしながら、現状では船艇の係留、補給、整備及び職員の常駐に必要な施設・設備が不足しており、重点海域における継続的な哨戒活動及び迅速な搜索救難活動の実施に制約が生じている。このため、オボック港における前線拠点機能の整備を通じて、DCG の海上監視能力及び即応能力を強化することが重要な課題となっている。

以上を踏まえ、オボック港における DCG 前線拠点整備の必要性及び実現可能性を確認するとともに、今後の我が国及び JICA による協力の方向性を検討するため、本調査を実施する。

第2条 調査の目的・対象範囲・期間

(1) 目的

オボック港における DCG 前線拠点整備に関する基礎的な情報収集・確認を行い、無償資金協力を含む JICA の協力事業としての可能性や必要性、内容等に関する情報収集・確認を行う。

(2) 対象範囲

ジブチ北部オボック州のオボック港とする。

(3) 現地関連機関³

- DCG
- インフラ・設備省海事局 (Directorate of Maritime Affairs, Ministry of Infrastructure and Equipment)
- オボック県庁 (Obock Prefecture)

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の位置づけ

本調査は、DCG のオボックにおける前線拠点として必要な岸壁、係留施設等の港湾インフラ整備に係る協力を検討することを主目的とするが、既往協力の開発効果を拡大する観点から、将来的な新フェリーの受入れも見据えた港湾整備の方向性の検討を行

³ DCGおよびインフラ・設備省海事局は港湾利用者、オボック県庁はオボック州全域を管轄する行政当局

うことも目的としている。

特に、新フェリーの将来的なオボック港への就航を見据え、DCG 艦艇と新フェリーが安全かつ円滑に利用できるよう、港湾内における DCG 専用区域とフェリー利用区域の配置及び必要な施設整備の内容について検討する。具体的にはオボック港における港湾施設の現状、将来港湾開発計画、船舶運用状況等を確認し、岸壁、係留施設、浮桟橋、給油・給水施設等の港湾インフラ整備の必要性及び実現可能性を検討する。また、既往の我が国協力の効果を最大化する観点から、DCG 前線拠点と将来的な新フェリー就航の双方に配慮した施設配置及び運用条件について検討する。さらに、バブ・エル・マンデブ海峡周辺海域における警戒監視、海上犯罪取締り及び捜索救助活動を支援するための港湾施設整備を中心として、無償資金協力を含む今後の協力可能性及び具体的な事業内容について提案を行う。

（２） 既存資料の最大限の活用による効率的な調査と提言

これまでにジブチにおける海上保安・海上交通分野では、JICA による複数の調査・支援が実施されているため、可能な限り既存資料を参照する。

（３） 調査計画及び現地渡航

本調査は、調査対象であるオボック州オボック港において、現状を調査し、無償資金協力の活用によって課題解決に向けた現実的な選択肢を提示することを検討するための調査である。

オボック港とそれを取り巻く状況（自然環境面、社会面、海難事故状況等）を調査し、DCG 前線拠点整備と新フェリーの係留の両立が可能かどうか検討する。前線拠点はオボック港内に DCG が専用利用する区域を確保することを想定しており、船艇への補給と乗組員の待機・休息が可能な港湾施設を想定している。

現地調査では以下を中心に確認する。

- ① オボック港岸壁の長さ、幅、海面からの高さ、水深、係留能力等の各種諸元及び航行援助施設の確認、オボック港の運用状況（航行船舶数・貨物量・旅客数、季節変動等）の分析、及び岸壁周辺における１年を通じての風等の気象や風浪等の海象の調査。なお、気象海象については机上調査を想定している。また、DCG 保有船艇の係留が可能となる追加的岸壁開発とその維持管理の提案。
- ② オボック港開発に係る関連政策・計画（新港整備の計画含む）およびオボック港の開発・運営に係る関係機関の役割・権限の確認および、国家レベルでの政策状況の把握と分析。
- ③ 新フェリーの諸元確認及び新フェリーと DCG 船艇が同時に入港できる港湾開発の技術的検討及び提案。新フェリーと DCG 船艇が同時に入港するための整備が不可能な場合はその理由の特定と提示（技術・設計面に限らず資金面含む。）
- ④ 環境社会配慮・気候変動の観点からの分析。

（４） 自然条件

昨今の港湾協力において、地盤の強度等が協力コンポーネント内容や事業費に大きく影響することから、今回の調査では港湾施設改修計画（DCG 前線拠点として必要な施設や浮棧橋の整備、港湾の改修等を想定）や事業費の想定にあたり、自然条件調査（ボーリング）を実施し、地盤の硬さや地下水位の状況について確認する。調査中は既存棧橋の設計内容や既存の自然条件データ等を参考にして安全サイドで検討する。⁴

（５） 環境社会配慮

候補案件及び優先支援候補案件について、環境社会配慮に係る状況確認等を行う。海底の自然状況の把握については、ダイバーを活用して目視での調査を行う。特にサンゴ礁の存在が予測されることから、環境社会配慮ガイドラインに即した案件形成ができるよう調査を行う。加えて、用地買収・移転についても調査を行う。⁵

（６） 開発効果及び運用効果指標

想定する各事業の開発効果・インパクト及び効果指標を明確にすべく、ロジックモデルやアウトカム等を整理し、現地調査を通じて必要な情報を収集した上で、事業ごとの開発効果・インパクト並びに効果計測に必要な指標及び測定方法を検討する。

第４条 調査の内容

以下を目安とし、入手済みの情報やデータとの重複は避けて、効率的な調査を実施する。

【準備作業（2026 年 11 月）】

既存資料収集及び調査計画策定

- オボック港に係る既存調査、港湾開発計画及び関連政策の整理
- DCG の活動状況、保有船艇及び運用体制に関する情報収集
- ジブチ・オボック間フェリーの運航状況に関する情報収集
- 調査方針及び現地調査項目の策定⁶
- 質問票及びインセプション・レポートの作成
- JICA との調査方針協議

⁴ 本項目に係る現地調査については現地再委託を認める。

⁵ 本項目に係る現地調査については現地再委託を認める。

⁶ オボック港の将来構想、DCG前線拠点及び将来的なフェリーターミナルの検討を効率的に実施するための調査手法、重点確認事項及び工程計画について具体的に提案すること。

【現地調査（2026 年 12 月～2027 年 1 月頃）】

下記の事項について調査・検討を行う。現地調査は 1 度実施する。

（１）オボック港の施設条件調査

- 岸壁諸元（延長、幅員、水深、天端高等）の確認
- 船舶係留能力の確認
- 港湾用地の利用状況及び利用可能空間の確認
- 港湾施設の維持管理状況の確認
- 気象・海象条件の確認

（２）DCG 前線拠点と新フェリーターミナルの両立可能性の検証⁷

- 新フェリーの船型、運航条件及び寄港要件の確認
- DCG 船艇とフェリーの利用形態の整理
- 船舶動線、旅客動線及び保安区域の整理
- 両施設が同時運用される場合の安全性及び運用性の検証
- 両施設の両立可能性（フィージビリティ）の評価
- 両立が困難な場合の課題分析

（３）DCG 前線拠点整備の必要性及び要求水準の確認

- DCG の任務、哨戒活動及び搜索救難活動の実施状況の確認
- オボック港を前線拠点とする必要性の確認
- 巡視艇の係留、補給、整備及び待機に必要な施設・設備の確認
- 隊員の常駐及び運営に必要な施設需要の確認

（４）DCG 前線拠点整備の実現可能性検討⁸

- 浮棧橋含む巡視艇係留施設整備の可能性検討
- 給油・給水施設、陸上電源等の設置可能性検討
- 隊員待機施設、倉庫等の配置計画検討
- 維持管理及び運営体制の検討

（５）両立が可能な場合の港湾整備案の検討⁹

- DCG 前線拠点及びフェリーターミナル配置案の作成
- 段階的整備シナリオの検討
- 必要施設及び設備内容の整理
- 概略レイアウトの作成
- 運営管理体制の整理

⁷ オボック港の将来利用を念頭に、DCG前線拠点及び将来的なフェリーターミナルの両立可能性を評価するとともに、海事局及びDCG等の関係機関との合意形成を図るための具体的な調査・分析手法を提案すること。

⁸ 日本の港湾施設整備及び海上保安関連施設整備の知見・技術の活用を踏まえ、DCG前線拠点として必要な施設内容、規模及び整備優先順位を整理するための検討手法を提案すること。

⁹ 複数の港湾施設配置案が想定される場合を念頭に、安全性、施工性、拡張性、維持管理性及び事業費等の観点から各案を比較・評価する手法を提案すること。

(6) 環境社会配慮及び気候変動リスクの確認

- 環境社会配慮上の課題の整理
- 気候変動による港湾施設への影響分析
- 想定される緩和策及び適応策の整理

【分析（2027年2月）】

(1) DCG 前線拠点整備計画案の作成

- 前線拠点整備オプションの比較検討
- 推奨整備案の作成
- 概略施設計画及び概略事業費¹⁰の算定

(2) 今後の協力可能性の検討¹¹

- 無償資金協力（岸壁、係留施設、浮桟橋、給油・給水施設等の港湾施設整備を想定）の適用可能性の検討
- 技術協力との連携可能性の検討
- 日本技術活用可能性の検討、提案される無償資金協力事業に対する本邦企業・業界の関心及び要望調査

(3) 今後の協力方針の提言

- DCG の海上保安能力強化に向けた協力方針の提言
- オボック港における優先整備事項の整理
- 協力案件形成に向けた課題及び留意事項の整理

第5条 報告書等

報告調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

報告書名	提出時期	形式	言語	部数
(1) 業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	電子データ	日本語	—
(2) インセプション・レポート	現地調査出発前まで	電子データ	日本語・仏語	—

¹⁰ 施設規模及び主要工種に基づく概算レベルとし、詳細設計を前提とした積算は不要。

¹¹ 無償資金協力による港湾施設整備案件の形成を念頭に、事業スコープの設定、段階的整備の考え方、オプション比較の方法及び本邦企業の参画可能性の確認手法について提案すること。

(3) ドラフト・ファイナルレポート	契約履行期限の4週間前	電子データ	日本語・仏語	—
(4) ファイナル・レポート	契約履行期限末日	電子データ	日本語・仏語	—

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	環境社会配慮調査	水中環境調査（サンゴ礁の生育状況）	1回	定額計上
2	自然条件調査	土質調査（ボーリング調査、室内土質試験）	3か所	定額計上

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1：報告書目次案

別紙2：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の概要
 - I. 調査の背景
 - II. 調査の概要
 - III. 調査団と調査工程
 - IV. 調査結果の概略
- (2) オボック港及び海上保安セクターの現況
 - I. 海上保安セクターの現状及び課題
 - II. オボック港の現況
 - III. 港湾開発計画
 - IV. 港湾運営・維持管理体制
- (3) オボック港における DCG 前線拠点整備の必要性及び実現可能性
 - I. DCG の活動状況及び課題
 - II. 前線拠点整備の必要性
 - III. 前線拠点に必要な施設及び機能
 - IV. 整備上の課題及び制約条件
- (4) DCG 前線拠点とフェリーターミナルの両立可能性
 - I. 新フェリーの運航計画及び施設要件
 - II. 運営・運航面から見た両立可能性
 - III. 技術面・安全面から見た両立可能性
 - IV. 両立に係る課題及び制約要因
- (5) 港湾整備案及び今後の協力案
 - I. 港湾整備オプションの比較検討
 - II. 推奨港湾整備案
 - III. 概略事業費及び維持管理計画
 - IV. JICA による協力案

別添：面談記録、現地調査写真、概略レイアウト図等

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	オボック港の将来構想を踏まえ、DCG 前線拠点機能及び将来的な旅客輸送機能の両立可能性を検討し、関係機関間で合意形成を図るための調査・分析アプローチ	第4条 調査の内容 【現地調査（2026年12月～2027年1月頃）】（2）
2	日本の港湾分野及び海上保安関連施設整備に係る知見・技術の活用を念頭に置いた、DCG 前線拠点整備方針の検討手法	第4条 調査の内容 【現地調査（2026年12月～2027年1月頃）】（4）
3	DCG 前線拠点及び新フェリーターミナルに係る港湾施設配置計画の比較・評価手法	第4条 調査の内容 【現地調査（2026年12月～2027年1月頃）】（5）
4	無償資金協力による港湾施設整備案件の形成を見据えた事業計画立案及びオプション比較の考え方	第4条 調査の内容 【分析（2027年2月）】（2）無償資金協力（岸壁、係留施設、浮桟橋、給油・給水施設等の港湾施設整備を想定）の適用可能性の検討
5	効率的な調査実施のための調査手法及び工程計画の提案	第4条 調査の内容 【準備作業（2026年11月）】調査方針及び現地調査項目の策定

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.35人月

(現地渡航回数：延べ5回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安（3号））】

1) 対象国及び類似地域：ジブチ国及びアフリカ地域

2) 語学能力：英語

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
- 自然条件調査

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件概要表

2) 公開資料

- ジブチ共和国 タジュラ湾海上輸送能力強化計画準備調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/720/720/720_404_12325965.html
- ジブチ共和国 海上保安能力向上計画準備調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/656/656/656_404_1000045912.html

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄仏語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※CP との間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションは仏語となります。

(7) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA ジブチ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：港湾計画、港湾施設設計に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります (13,672,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮調査に係る経費	第 3 章 技術提案書作成に係る留意事項	1,000,000 円	環境社会配慮調査費一式	再委託

		1. 技術提案書作成に係る要件 (4) 現地再委託			
2	自然条件調査に係る経費	第3章 技術提案書作成に係る留意事項 1. 技術提案書作成に係る要件 (4) 現地再委託	12,672,000 円	自然条件調査費一式	再委託

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(6) その他留意事項

なし

以上

別紙3：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2